

2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体会で年間148.2時間となっており、前年度比で15.4時間増加している。
- 時間外勤務の時間数が月45時間超の職員の割合は全体で5.6%(前年度比+0.8%)、うち、月100時間以上の職員の割合も全体で0.5%(前年度比+0.1%)となっており、いずれの団体区分においても前年度に比べて増加している。
- 時間外勤務は、都道府県、指定都市、市区町村の順に多く、特に他律部署で多くなっており、都道府県の他律部署では、月45時間超の時間外勤務をした職員の割合が17.6%(うち100時間以上の割合が2.0%)となっている。

ア) 時間外勤務の時間数の状況(全体、過年度との比較)

(単位:時間)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R2→R3 増減 (時間(月))	R2→R3 増減 (時間(年))
	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)		
全体	11.9	142.3	11.1	132.8	12.4	148.2	1.3	15.4
都道府県	13.1	157.0	13.3	160.0	14.5	173.6	1.2	13.6
指定都市	12.5	149.7	11.8	141.8	13.1	157.5	1.3	15.7
市区町村	11.2	134.5	9.9	119.3	11.3	135.4	1.4	16.1

イ) 時間外勤務の時間数の状況(令和3年度)

(単位:時間)

	全職場合計		条例等の例規による上限規制に基づく職場				労働基準法第36条に規定する協定による上限規制に基づく職場	
			自律部署		他律部署			
	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)
全体	12.4	148.2	11.7	140.0	20.0	239.9	10.8	129.2
都道府県	14.5	173.6	13.3	159.9	24.6	294.9	12.8	154.2
指定都市	13.1	157.5	12.7	152.1	19.7	237.0	10.9	130.9
市区町村	11.3	135.4	11.0	132.0	17.9	215.1	9.4	112.2

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「条例等の例規による上限規制に基づく職場(自律部署・他律部署)」と「労働基準法第36条に規定する協定による上限規制に基づく職場」の部署別に分類して集計。

※「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

ウ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(全体、昨年度との比較)

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				R2→R3 増減		
	調査対象延べ人数(年間)	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	調査対象延べ人数(年間)	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上
全体	13,023,236 (100.0%)	624,859 (4.8%)	575,036 (4.4%)	49,823 (0.4%)	12,663,252 (100.0%)	713,591 (5.6%)	645,461 (5.1%)	68,130 (0.5%)	88,732 0.8	70,425 0.7	18,307 0.1
都道府県	3,272,933 (100.0%)	209,727 (6.4%)	190,717 (5.8%)	19,010 (0.6%)	3,175,453 (100.0%)	233,897 (7.4%)	209,842 (6.6%)	24,055 (0.8%)	24,170 1.0	19,125 0.8	5,045 0.2
指定都市	1,911,380 (100.0%)	97,735 (5.1%)	90,690 (4.7%)	7,045 (0.4%)	1,858,848 (100.0%)	110,338 (5.9%)	100,784 (5.4%)	9,554 (0.5%)	12,603 0.8	10,094 0.7	2,509 0.1
市区町村	7,838,923 (100.0%)	317,397 (4.0%)	293,629 (3.7%)	23,768 (0.3%)	7,628,951 (100.0%)	369,356 (4.8%)	334,835 (4.4%)	34,521 (0.5%)	51,959 0.8	41,206 0.7	10,753 0.2

エ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(職場ごとの状況)

(単位:人)

	令和3年度(条例職場・自律部署)				令和3年度(条例職場・他律部署)				令和3年度(36協定職場)			
	調査対象延べ人数(年間)	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	調査対象延べ人数(年間)	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	調査対象延べ人数(年間)	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上
全体	6,982,859 (100.0%)	344,907 (4.9%)	315,075 (4.5%)	29,832 (0.4%)	1,497,232 (100.0%)	199,677 (13.3%)	180,076 (12.0%)	19,601 (1.3%)	4,183,161 (100.0%)	169,007 (4.0%)	150,310 (3.6%)	18,697 (0.4%)
都道府県	1,452,934 (100.0%)	87,895 (6.0%)	80,485 (5.5%)	7,410 (0.5%)	379,518 (100.0%)	66,780 (17.6%)	59,221 (15.6%)	7,559 (2.0%)	1,343,001 (100.0%)	79,222 (5.9%)	70,136 (5.2%)	9,086 (0.7%)
指定都市	758,386 (100.0%)	42,428 (5.6%)	38,568 (5.1%)	3,860 (0.5%)	314,128 (100.0%)	40,203 (12.8%)	37,207 (11.8%)	2,996 (1.0%)	786,334 (100.0%)	27,707 (3.5%)	25,009 (3.2%)	2,698 (0.3%)
市区町村	4,771,539 (100.0%)	214,584 (4.5%)	196,022 (4.1%)	18,562 (0.4%)	803,586 (100.0%)	92,694 (11.5%)	83,648 (10.4%)	9,046 (1.1%)	2,053,826 (100.0%)	62,078 (3.0%)	55,165 (2.7%)	6,913 (0.3%)

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

(2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で69.8%と高水準。
その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準となっている傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で5.1%と低水準にある。
- 定年の引上げに際し活用が期待される高齢者部分休業制度について、
制度を導入している地方公共団体は、260（14.5%）と一部にとどまっている。

○ 早出遅出・フレックスタイム制度及び部分休業制度の導入状況（令和4年4月1日現在）

（単位：団体）

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
業務上の早出・遅出	810 (45.3%)	34 (72.3%)	17 (85.0%)	759 (44.1%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	296 (16.6%)	39 (83.0%)	12 (60.0%)	245 (14.2%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	156 (8.7%)	24 (51.1%)	10 (50.0%)	122 (7.1%)
修学等のための 早出・遅出	107 (6.0%)	24 (51.1%)	7 (35.0%)	76 (4.4%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	157 (8.8%)	29 (61.7%)	10 (50.0%)	118 (6.9%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,248 (69.8%)	45 (95.7%)	17 (85.0%)	1,186 (68.9%)
フレックスタイム制度	92 (5.1%)	15 (31.9%)	2 (10.0%)	75 (4.4%)
自己啓発休業制度	758 (42.4%)	43 (91.5%)	19 (95.0%)	696 (40.4%)
配偶者同行休業制度	534 (29.9%)	46 (97.9%)	20 (100.0%)	468 (27.2%)
修学部分休業制度	388 (21.7%)	34 (72.3%)	8 (40.0%)	346 (20.1%)
高齢者部分休業制度	260 (14.5%)	24 (51.1%)	6 (30.0%)	230 (13.4%)

※国家公務員における同様の制度に準じた措置を実施している団体について、計上している。

修学部分休業及び高齢者部分休業は、地方公務員独自の制度。

※（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。